

報酬



～どうやって決める？～

国交省告示第15号で定められた建築士の業務報酬基準。

努力義務のため、現状これを使わずに業務報酬を算出することも可能です。

そして、今や建築士の業務範囲は多様化しており、他業種との境界があいまいになるケースも見受けられ「実情に合わないから使わない」との声も聞かれます。

「設計料が高い！」と言われ、苦しむこともあります。

大なり小なり業務報酬についての問題や悩みを抱えていませんか。

建築関係者だけではなく、他業種の方のご参加も大歓迎です。

報酬や業務上の「お金のあれこれ」について、共に学び語り合いましょう！

開催日時

平成29年5月29日（月）

18時30分～20時30分（開場18時）

※終了後会場近くにて懇親会を開催予定



会場

愛知建築士会第一会議室

名古屋市中区栄2丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル9階
地下鉄伏見駅5番出口より南へ徒歩5分

参加費

500円（支部会員・サポート会員） / 1000円（他支部会員・一般）

※懇親会は別途費用（会費は4,500円程度を予定）

講演

告示15号と建築士の業務報酬のあり方

講師 一級建築士 柳澤壮一郎氏

株式会社 柳澤設計事務所 取締役



座談会

テーマ 「お金のあれこれ」

※参加ご希望の方は別紙参加申込書にてお申込みください。